

町田市新庁舎建設設計者選定委員会設置要綱

第1 設置

町田市新庁舎建設の基本設計を行う設計者（以下「設計者」という。）の選定を厳正かつ公平に行うため、町田市新庁舎建設設計者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事項

- 1 委員会は、設計者を選定し、その結果を市長に報告する。
- 2 委員会は、前項の規定による選定に当たっては、次に掲げる事項を調査、検討しなければならない。
 - (1) 設計者の選定方式に関する事。
 - (2) 設計者の選定基準に関する事。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、設計者の選定に関し必要な事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員5人をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱するほか、加島助役をもって充てる。

第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告を行ったときまでとする。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2005年6月1日から施行する。